

# またまた国に追随！

## 県人事委員会勧告に異議あり！

### まっとうな賃上げ闘争を闘おう

10月20日、県人事委員会は、①月例給0.42%(1608円)と勤勉手当0.15月分の引き上げ(2014.4.1に遡及) ②県の実情を配慮?した「給与制度の総合的見直し」を来年4月から実施——を勧告。賃上げ勧告は7年ぶりと言うが、来年度から賃下げの同時勧告等ほぼ国人勧をなぞったものだ。ふざけるな！

これ以上の賃下げはごめん  
だ！

県は2000年度以後3度の独自賃金カットを強行した。昨年度国準拠の7.8%、今年度は県単独の4%カットを実施中、その中での0.42%アップはどれほどの「改善」になるというのだろうか。4月の消費税upで実賃金は目減り——「改善」はそれにもはるかに及ばない。

私たちは、国の進める「給与制度の総合的見直し」は国家公務員の地域格差是正を名目とするが、実際には地方公務員の賃金抑制を狙うものだと警鐘を鳴らしてきた。県勧告では来年度から基本賃金を2.37%(最大3%)引き下げ、3年間の経過措置を置く中で、「現

行給与を上回ることなく、最終的に地域手当を13%に引き上げると言う。しかし、すでに06年給与構造改革で示された地域手当12%への引き上げを県はサボタージュした。8年間、なし崩しの基本賃金引き下げで我慢を強いられてきたと言うことだ。いい加減にしてほしいよ。

#### 「総合的見直し」にNO!

「見直し」が実施されれば、今年の給与改定で、わずかわかり賃金が上がっても、来年4月には現行賃金より賃下げになる。

我々労働者に「見直し」は不要だ。私たちは、まっとうな賃

上げを求めて闘おう。若い人たちが全員が生涯安心して暮らせる賃金体系を求めよう！まっとなしの臨任・非常勤給与・労働条件の抜本的改善を求めよう！一歩も引かずに全力で私たちの賃金闘争を作り出そう。ともに！

#### どうなる?どうする?!教職員給与費の政令市費化を考える12.9神奈川集会へ参加を!

財源担保もない!雇用人責任も不明確!私たち当事者は蚊帳の外「学校事務職員制度」の解体を許すな!

県費負担教職員給与費の2017年政令市移管——がくろう神奈川はこの問題を「学校事務職員制度の解体」「教育の民営化」につながるものとしてええ反対を取り組んでいる。

賃金・任用等今まで一律の労働条件が自治体ごとによらばらになるなどありえない話だ。全県で約6割もの教職員の人件費移譲という大きな制度変更にも関わらず、当事者である私たち教職員に対して

## 派遣法改悪を阻止しよう

先の国会で労働者の猛反発を受け、さらに法案自体の不備もあって廃案となった労働者派遣法改正案の審議が今国会で始まった。

この改正案は希代の悪法と言つてよい。現行法では派遣労働の固定化を避けるため、常用代替防止の考えがあるが、改正案では、企業はどんな業務でも労働者を3年ごとに入れ替えれば、永久に派遣労働

いまだ具体的な説明が一切なされていないということも、雇用者としての誠意を欠くものだと思う。

給与事務の移譲は業務を担う学校事務職員にとっては大きな労働強化になりかねず、学校事務職員の間に不安感も生まれているよね。

組合は、県・3指定都市の議会に對して、合意撤回を求め「陳情」を出したり、現行労働条件堅持を求める申し入れ

書を提出、無責任な移譲にはあくまでも断固反対。

私たちひとりひとりの未来に関わる重大問題だ。私たちの手で創り上げてきた「学校事務職員制度」を守っていくためにみんなの力を集めよう! 12.9集会に参加を!

- 日時 14年12月9日(火)
- 場所 かながわ県民センター 1711号室
- 内容
  - ①政令市費化がもたらすもの
  - ②進む「学校事務の解体」——東京の現場から(学校事務ユニオン東京)：等

非正規雇用職員の労働条件改善の手がかりに……

## 7・4総務省通知を武器に

### 賃金・定員予算交渉へ

総務省は7月4日付で「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」という通知を各都道府県・指定都市に発した。文科省も10月10日付で同通知に基づき、「現行の取扱いを再度検証した上で、必要な対応を図るよう、都道府県・指定都市教委に通知した。非正規雇用職員の労働条件改善の手がかりになるか。

総務省通知は地方公共団体での非正規雇用職員の増加（08年50万人→12年60万人）を受け、その処遇の適正化を求めるものだ。しかし、非正規雇用職員の増加を「多様化・高度化する行政ニーズに対応するため」とし、最大の要因である「行政による、人件費削減のための合理化策」を覆い隠している。その上「最小のコストで最も効果的な行政サービスの提供を行うことが重要」などと書き連ね、労働条件の切り下げや雇用の不安定化、官製ワーキングプアの創出といった負の側面を無視しているのは噴飯ものだ。

その一方、総務省はかつて全学労連（全国学校事務労働組合連絡会議）との交渉の席で、学校現場での臨時的任用職員の扱いについて任用側による「事実上の脱法行為」と言ったことがある。今回の通知はその抜本的解消につながるものではないが、非正規雇用職員の労働条件を多少なり改善する手がかりになる面もある。

通知では、臨時・非常勤職員について「臨時的・補助的な業務（略）に限って任用するもの」とした上で「業務の内容や業務に伴う責任の程度は（略）常勤職員と異なる設定がなされるべき」としている。裏返せば、業務の内容などが正規職員と変わらないのであれば正規職員と同等の労働条件にすべき、と読むことが出来る。

任期の設定については、繰り返し任用にあたって一定の空白期間を置くことを求める法的規定はないとした上で、「業務の遂行に必要な期間を考慮して適切に定め

ることが必要」としている。また、任用回数・年数が一定数に達していることをもって任用を制限することは避けるべき、ともしている。

その他、任用に当たっては勤務条件を文書で明示すべきこと、非常勤職員にも時間外勤務手当を支給すべきことなども指摘している。これから始まる賃金・定員予算交渉において、重要課題と位置づける非正規雇用職員の労働条件改善を勝ち取るため、同通知を有効に使っていききたい。

### 空白的期間解消も可能に

#### 文科省が全学労連との交渉で明言

10月18日、全学労連（全国学校事務労働組合連絡会議）は学校職員の賃金等に関して文部科学省と交渉を行い、がくろ神奈川からも参加した。組合側は、先ごろの「社会保険の継続扱い措置の実現」と「7・4総務省通知」を受けて、臨時的任用職員の労働条件

の改善を強く迫った。臨時的任用職員の任用期間をめぐっては、現行、任用期間満了後に同じ人を再度任用する場合に空白期間を設けることが全国的に常態化している。空白期間は県によっては1か月にのぼり、労働条件の観点から大きな不利益となっている実態を説明した。

これに対し文科省は「（再度の任用時）空白はいらない」「任用にあたって、仕事があるから任用するのだということ」が明確なら継続することが問題ない」と回答。空白期間が設けられている実態は承知しており、その点も含めて適正に運用するよう、10月10日付で各県に通知を発したことも明らかにした。

学校事務職員の仕事に空白はない。神奈川県に

### 今年もやります！秋の中央行動

こども・労働者を放射能被害から守れ！

教職員給与費の政令市費化反対！

11・28 全学労組・全学労連 総決起集会・デモ

11月28日 集会 14:30～16:00 参院議員会館B104  
デモ 16:30～ 水谷橋公園発

◇午前中～14:30は3省・地方団体・議員への要請行動も行います

おいては年度末に空白期間が設けられているが、空白どころか繁忙期であり実態に合わない。文科省通知を踏まえ任用の空白期間解消がなされるべきである。それが実現すれば賃金が切れ目なく支給される他、空白期間があることによる大小の利益も連動して改善されるはず。今後、組合として取り組んでいきたい。

社会保険の継続取り扱いをめぐっては、先ごろの改善によりみなしで継続扱いとするようになったことから、数日の空白期間があっても任用から1年が経過すれば公立学校共済に加入できるのではないかと迫った。しかし、この点については、「実際の任用が1年継続して初めて加入となる。みなしではだめ」と、平行線に終わった。

新人学校事務職員Sさんへの  
分限免職＝解雇撤回を求めて

第7回口頭弁論

11月25日（火）

10:30～

横浜地裁502号法廷

○裁判後に報告会あり○